

提出日 令和 年 月 日	整理番号
住所 (住民税が課税される住所)	フリガナ
	氏名
電話番号	個人番号
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

- (注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

- (注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

オンラインワンストップ申請をご利用いただけます。

マイナンバーカードをお持ちの寄附者様は、オンラインワンストップ申請サービスをご利用いただけます。

下の「マイページアクセス用QRコード」からご申請ください。



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了!
- ・申請書や確認書類の提出が不要!
- ・申請後すぐに申請受付が完了!

※オンラインワンストップ申請、または書面でのワンストップ申請、どちらかの方法で申請願います。

※寄附をした年の **翌年1月 10 日 (必着) まで** にご提出ください。

ワンストップ特例申請書の提出について（申請の手引き）

このたびは、吉田町へご寄附いただき、誠にありがとうございます。確定申告が不要となるワンストップ特例制度をご希望される方は、1(1)(2)のいずれかの方法により申請をお願いいたします。

1 申請方法（さとふるアプリからオンラインワンストップ申請済の方は内容に変更が無ければ再度の申請は不要です。）

(1) オンラインによる申請

表面の申請書下部の QR コードから申請してください。

(2) 紙による申請

必要内容の記入、書類貼付の上、同封の返信封筒により、2の申請期限までに吉田町企画課へ送付してください。

□ 表面の申請書に次の内容を記入

- ① マイナンバーの記入 ② 適用に関する事項へのチェック

□ 表面下部に③④をカード型に切り取り、貼付してください。


③ 個人番号確認書類（次のいずれかのコピー）

- ・マイナンバーカード（裏面）個人番号のある面 ・マイナンバー通知カード
- ・個人番号が記載された住民票（住民票はA4のまま折らずに本書へ貼付）

④ 本人確認書類（次のいずれかのコピー）

- ・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書

書類貼付は表面の申請書下部をお願いいたします。



③④の各書類は表面申請書下部にカード型に切り取り貼付願います。

※QR コード上に貼付いただいて問題ございません。

※住民票は裏面に貼付してください。

※ 確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号を確認できるようにしてください。

※ 寄附翌年の1月1日時点の住所地と申請書に記載の住所地が本人確認書類と一致しているか必ずご確認ください。

2 申請期限

寄附翌年の1月10日まで（変更届も同じ）に、お手続きください。（オンライン含む）

3 注意事項

(1) 次のいずれかの方は特例が適用されませんのでご注意ください。

- ① 確定申告をする方（医療費控除の申告、住民税の申告等）
- ② 6団体以上にワンストップ特例を申請する方
- ③ 寄附翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村ではなく変更の届出をされていない方
- ④ 書類不備があり、町からの不備通知や連絡後に必要な手続きを行わなかった方

(2) ワンストップ申請の受付通知について

「ワンストップ特例受付完了通知」は、寄附申込時に登録されたメールアドレスへ通知いたします。

※ さとふるアプリからのオンラインワンストップ申請の方はアプリ上のステータスを御確認ください。